

虐待防止のための指針

NPO 法人 敬天愛人会 ぽっぽ

1 施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会【人権擁護委員会】その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会【人権擁護委員会】の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会【人権擁護委員会】（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は施設長とし、構成メンバーは支援員等、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

(3) 身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

4 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者（サービス管理責任者）もしくは虐待防止責任者（施設長）、更には、行政機関の担当窓口へ報告します。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、公表します。

8 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和5年6月1日より施行する

別表 厚生労働省障害者虐待防止の基本養介護事業者による障害者虐待類型

区分	具体的な例
(1)身体的虐待	<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つれる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診断や支援計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化へ招く行為を強要する。「緊急やむをえない」場合以外の身体拘束・抑制。
(2)放棄・放置	<p>①必要とされる介護や支援を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・衣服や身体が汚れた状態のまま活動を過ごさせる。・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。・体調不良の訴えや兆候があるにも関わらず、対応を怠る。 <p>②利用者の状態に応じた治療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none">・医療が必要な状況にも関わらず、ご家族への連絡を怠る、またあるいは救急対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、など <p>③必要な用具の使用を限定し、利用者の要望行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④利用者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none">・他の利用者に暴力や暴言を振るう利用者に対して、何ら予防的手だてをしていない。など・第三者による虐待に対して放置する。 <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員同士の不必要な会話、または必要な内容だが長時間のやりとりにより利用者を放置する行為。利用者の訴えに対して、職員の尺度や感覚で訴えを一蹴してしまう行為。
(3)心理的虐待	①威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る、嫌がることを言う。など
- ・「ここ（施設）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」「話を聞かないと家族に言うぞ」などと言い脅す。など
- ②侮辱的な発言、態度
 - ・障害特異な行動、言動、機能等を朗笑する。
 - ・日常的にからかったり、「バカ」など侮辱的なことを言う。
 - ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子供扱いするような呼称、言動、態度、行為などを取る。又は子供が喜びそうな下品なやり取りをする。など。
- ③利用者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「意味もなく呼ばないで」「なんでこんなことが出来ないの」「さっきも言ったでしょ」などと言う。
 - ・他の利用者に利用者や家族の悪口、プライベートの内容等を言いふらす。
 - ・話しかけ、訴え等を無視する。
 - ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・利用者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる。他の利用者にやらせる。など
 - ・生命の尊厳を軽視した発言
- ④利用者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・「○○できるのに」職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して行う。
 - ・他者に聞こえるように注意、複数人で注意する。
- ⑤心理的に利用者を不当に孤立させる行為
 - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
 - ・理由もなく、外部との連絡を遮断する。面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など。
 - ・その利用者以外の利用者だけを集めて、物事を決める、行事を行う。（仲間外れの誘導）
- ⑥交換条件の提示
 - ・「これが出来たら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしません」などの交換条件を提示する。
- ⑦その他
 - ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
 - ・特性を理解しようともせず、利用者の価値観に向き合おうともせず、自身の価値観を押し付ける。
 - ・不穏になることが予想される状況で、何も対策せずに不穏にさせてしまう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他利用者と差別的な扱いをする。
(4)性的虐待	<p>①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ映像や写真に撮る。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄させたり、またその場面を見せないための配慮をしない。
(5)経済的虐待	<p>①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（利用者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

